

ともに、まちづくりが完成ということがない課題である以上、これまでにつくられたものの上に、さらに立派なまちを目指して、一丸となって協力し、努力しなければならないと考えるところであります。また予算に魂を入れるのはこれからとも言えますので、なお一層の御努力をお願いしまして、討論は必ずしも長ければよいというものではないと思いますので、以上申し上げまして賛成討論といたします。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。
これより議案第十八号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって、議案第十八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 一時まで休憩いたします。
午前十一時五十七分 休憩

午後 一時 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十八議案第十九号昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。
本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 齋藤 巽君登壇）

○厚生委員長（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、議案第十九号につきまして、委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本案審査に当たり、理事者の内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、繰入金の一人当たりの額と各市の状況と、悪質滞納者に対して保険証のかわりに資格証を交付することについてはどうなっているのかとの質疑に対し、一人当たり一万三千七百七十七円で、二十六年市中十五位である。二十六年平均は一万二千九百三十九円である。納付しない方への対応については、都と医師会では協議が整ったようであるが、実施については、基準を決める特別委員会を二十六市の課長会でつくり、検討中であるとの答弁があり、また委員より、国庫支出金の消滅による影響額はどのくらいか、また都のペナルティーとの関係はどうかとの質疑に、理事者より、国庫支出金の影響額は四千三百万円強である。ペナルティーはない方がいいが、都の形に従わざるを得ない。しかし、各保険者から都に対して、調整を行わないよう要望している。当市は限度額相当分を調整されているので、これから限度額の見直しを行わなければならないのではないかと思うとの答弁がなされました。

また委員より、徴収率を少しでも上げていく努力をしているかとの質疑に対し、六十二年度の徴収は順調であるが、出納閉鎖期間には臨戸、呼び出しを行って徴収率を上げる努力をしたいとの答弁がありました。

また委員より、国や都に対してももっと強く要望してほしい。税のアップをベースにしたこの予算には反対するとの意見もあり、その後、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。
討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 議案第十九号昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計予算について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

本特別会計は、議案第九号の福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例である保険税の値上げをもとに組まれた予算です。議案第九号の反対討論でも述べましたように、国庫負担金削減と都補助金のペナルティーのために、被保険者である市民に保険税率四・九％もの値上げを行う本予算案に反対するものです。

本特別会計予算の歳入の主たるものは、保険税と国庫負担金、都補助金、そして一般会計からの繰入金からなっています。これらを、六十三年度予算と六十年度決算とを比較して見ますと、保険税では六・九％の増となり、国庫負担金は四・八％の減であり、都補助金は一・八％の増で、一般会計からの繰入金は二・二％の減となっています。これで見ましても明らかなように、保険税は大幅な増となっています。国庫負担金は四・八％の減となっております。しかも、一般会計からの繰入金まで二・二％の減であります。

このように、六十年度と六十三年度を比較して見ましても、一般会計からの繰入金の増を図り、保険税の割合を減らすべきと考えています。繰入金を他市と比較して見ましても、二十六市中十五位となっています。本特別会計予算を組むに当たり、繰入金の増額は考えなかったということですが、国保会計に占める繰入金の割合は、六十年度で一四・二％、六十一年度は一四・九％、六十二年が一三・九％、六十三年では一二・二％となっており、六十三年度本会計予算では大きく減となっています。私は、国庫負担金削減と都のペナルティーが実施されているときこそ、一般会計からの繰入金をせめて六十一年度の一四・九％までふやすべきだと考えています。

以上述べましたように、本特別会計は被保険者だけに負担増を求めたものです。このようなことを繰

り返すならば、保険税を納入したくてもできない滞納者が今後ますます増加することになると考えます。国保の健全なる運営のために、国や都に対し負担金の率をもとに戻すことと、負担金、補助金を増額するよう運動を強めていただくことと、一般会計からの繰入金の増額をしていただくよう申し述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者、五番須釜亮次君。

（五番 須釜亮次君登壇）

○五番（須釜亮次君） お許しをいただきましたしまして、議案第十九号昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計予算の賛成討論を行います。

本議案は、ただいま委員長の報告どおり、厚生委員会において審議の上、賛成多数をもって可決されたものであります。この予算は先ほど決定を見ました条例改正に基づき、前年度予算額に対し一三％余りの増額であります。本予算の提出に当たり、国民健康保険運営協議会において十分審議の上、決定され提案されたものであります。

この国民健康保険事業はここ数年、被保険者の高齢化等による医療費の増高が激しく、非常に厳しい状況下に置かれており、当市議会においても過去において、再三にわたり国保財政健全化のための意見書や決議案として議決しておりますことは、皆様方も周知の事実であり、今後とも関係機関に対し、強く働きかけを続けていかなければならないことはもちろんであります。現時点においては、医療費に見合った税の確保、税の公平化、適正な賦課並びに医療給付費の適正化を基本として、一般会計から約二億四千万円の多額な繰入金を求めて編成されたものであり、後世に憂いを残すばらまき予算より、堅実な予算を編成の上、次期市長に引き継ぎの道を選択した田村市長に満腔の敬意を表し、今回の条例改正に伴う本予算はまことに妥当なものと認め、甚だ簡単ですが、賛成討論とします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより議案第十九号について、起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立多数であります。よって、議案第十九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第十九議案第二十号昭和六十三年度福生市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 齋藤 巽君登壇)

○厚生委員長(齋藤 巽君) 御指名をいただきましたので、議案第二十号につきまして、委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たり、理事者より内容説明を受けた後、質疑に入り、委員より、六十二年一月一日から改定によって一人当たりの負担額について、また、一般会計からの繰入金を当初から一千万円組むことで、市の負担割合が5%を守らない予算を組むのはどうかと思うとの質疑に、理事者より、本人負担額は2.5%のアップで、一人当たり四百五十円だったのが七百九十九円となった。医療費に対する収入は、支払い基金、国の負担金とも年度途中で実績に基づいて見直されるが、それでも市で見込んだよりも低い率で収入が行われ、後に精算という形になる。毎年率が上がっているものの、そうした状況であるとの答弁があり、また委員より、医療費の伸びはどのぐらい見込んだかに対し、対象者としては延べ三千五百人の伸びを見込んだとの答弁があり、委員より、内容は大変な会計だと思う。お年寄りが安心して医療を受けられるようにという観点では、この会計については依存はないとの発言もあり、また委員より、この会計は老

人の医療費の有料化に伴ってつくられ、これができただけで、市は事務量がふえただけである。この先不安も含め、お年寄りの命と暮らしを縮めるものである、この特別会計には反対するとの意見もあり、その後起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原敏子君。

(十二番 原 敏子君登壇)

○十二番(原 敏子君) 議案第二十号昭和六十三年度福生市老人保健医療特別会計予算について、反対討論を行います。

この特別会計は、老健法が昭和五十八年二月に施行され、老人医療費の有料化によりできたものです。この特別会計予算は、総医療費から患者一部負担金を引いた額を、それぞれの割合により組んでありますが、患者一部負担金は予算書にはあらわれません。この患者一部負担金は、昭和六十二年一月一日より大幅に値上げをされ、患者負担は二倍となっています。六十三年度の患者負担額は、四千八百五十三万八千円となる試算でこの予算が組まれています。

老健法が施行され、お年寄りの医療費を有料とし、続いて患者負担を大幅に値上げし、お年寄りとその家族の負担を大きくするこの特別会計に反対するものです。私は、お年寄りの命と暮らしを守るために、医療費を無料とすべきであると考えています。市民の命と暮らしを守るべき市長として、政府に対し老人医療費の無料化復活を運動すべきではないでしょうか。老人医療費の無料化が実現するまでの間、福生市

において老人入院見舞金制度を実施すべきであると申し述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者、五番須釜亮次君。

○五番（須釜亮次君） 御指名を賜り、議案第二十号昭和六十三年度福生市老人保健医療特別会計予算について賛成の立場から討論を行います。

本議案については、ただいま委員長の報告どおり、厚生委員会において慎重審議の上、賛成多数により可決されたものであります。本議案の内容は、昭和六十二年予算に比べて、金額にして約一億七千万円の増額をもって編成されたものであります。昭和六十三年老人医療諸費の予定伸び率は、前年度の一五%増となり、年を追って増加する医療給付費について、高齢化社会の到来と医療技術の高度化に対応すべく、老人保健法に基づき策定されたものが本予算であります。

目前に迫る二十一世紀は、高齢化社会と言われておりますが、既に高齢化社会に突入した感が否めないであります。市民も自助と連帯の精神にのっとり、好むと好まざるとを問わず加齢により生ずる心身の変化を自覚して、適切な受益者負担をすることこそ、老人保健法の示す最も望ましい老人医療体系の姿ではなからうかと思っております。

かかる意味合いにおいて、本予算に示された負担額は無理のない範囲で設定されたものと認め、田村市長在職最後の昭和六十三年第一回定例会において、賛成討論の機会を持ち得ましたことを光榮に存じ、以上をもちまして私の賛成討論とします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより議案第二十号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって、議案第二十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十議案第二十一号昭和六十三年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。三科ある。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第二十一号昭和六十三年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十一号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第二十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十一議案第二十二号昭和六十三年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第二十二号昭和六十三年度福生市下水道事業会計予算の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受け、その後質疑に入りましたところ、委員より、下の川改修工事の防衛の積算基準が厳しく、入札業者がないのではとの話を聞いているが事実か。理事者より、工事の積算は東京都の基準を使用しているが、諸経費関係は防衛が災害復旧の基準を使用しており、若干積算が低く出るものがある。しかし、大工事であり、実績のある業者を中心に選定しており、業者選定上の問題はないと思う。

委員より、下水道使用料条例第二条第二項に関する市内の共同住宅の数及びその徴収金額について伺いたい。理事者より、共同住宅は五十件、うち下水道供用開始がされて水洗化しているのは四十三件である。現条例の適用による金額は、年額で推計二百六十三万円、適用しなければ推計五百五十八万円になる。

委員より、下の川の改修工事に伴う地域住民からの苦情はあるか。理事者より、工事に先立って地元説明会を行っているが、音の関係で問い合わせが二件あったが、担当者、施工者が伺い了解を得ている。委員より、下水道使用料条例第二条第二項は、横田基地に適用しない方がよいと思うが、どのように考えているか。理事者より、過去の経緯から現行条例を適用しているので、改正せずに行きたい。

委員より、下水道使用料条例の横田基地に対しての適用の考え方、また下の川の工事関連で、道路を広げるについての疑問や、緑の保全も十分に補償されたものとは思わないので、本予算に反対する。

委員より、下の川改修に関連しての湧き水に対する工事中及び今後の処置について、樹木補償料についての算出方法を伺いたい。理事者より、樹木は竹や広葉樹の四十三本を見込み、東京都の補償基準を用いている。理事者より、湧き水は、工事中は水中ポンプで排除しながら工事を進め、また将来の湧き水利用は、下の川工事後の全体の整備を行う中で有効に利用していきたい。

委員より、水洗便所改造補助金が前年度に比べ大幅に減額となった理由は何か。理事者より、供用開始が全域に及び、六十一年、六十二年度で国道整備とも合わせ沿線の方がすべて三年の期間内に切り換えたことによるものであると答弁あり、審議中委員より、本予算には反対であるとの意見があり、起立採決いたしましたところ、起立多数で、本案は原案のとおり可決された次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げ、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第二十二号昭和六十三年度福生市下水道事業会計予算について、共産党議員団を代表いたしまして反対討論をいたします。

公共下水道の本管の整備が九八・四％、排水設備普及率が九四・一％——これはいずれも六十一年度事務報告書の数字です——となり、ほぼ公共下水道事業は完成を見てきたわけでありますが、そこで、今ま

では公共下水道の普及を第一として事業を進めてきたわけですが、このようにほぼ完成に近づいてきた今日の時点に立って、種々の問題点も明らかにし、またそれらを改善し、正していかなければならないときであると私は考えております。

そうした問題点の一つといたしまして、私は横田基地の公共下水道使用料の問題があると思います。当市の下水道使用料条例第二条第二項は、「汚水の排出量を世帯ごとには認定できない共同住宅、または事業所等の中に所在する住宅から排出される汚水の使用料の額の算定については、前項の規定にかかわらず、汚水の排出される世帯ごとに個別の使用者とみなす」としておりまして、この条項は昭和五十三年十二月議会で、条例の一部改正として追加されたものです。そして、この第二条第二項にある事業所等には横田基地を含むとする解釈をもってして、基地の公共下水道使用が開始となりました。当時、この条例を追加するに当たり、市当局は共同住宅等に居住する市民にとっては下水道使用料が安くなるので、この条例がどうしても必要と言ってきたわけでありました。

さて、公共下水道が供用開始されて十年を経過した今日の時点で、この下水道使用料条例第二条第二項の適用状況はどうでしょうか。横田基地は、この適用により年間三千二百万円の下水道使用料が安くなるが、福生市の主人公である市民の方はどうでしょうか。この条例適用が四十三件で、二百九十五万円の軽減でしかありません。今日、この条例第二条第二項が、だれの目から見ましても横田基地のためのものであることは明らかであります。

ところで、市当局は、この第二条第二項に「ただし横田基地を除く」という十字足らずの字句を挿入して、基地を対象から外したという要望を拒否しているわけでありました。市民は従前どおり対象にし、基地だけを外すことは可能であり、それをするによりまして三千二百万円の使用料増収を得ることが可能なのであります。公共下水道事業がほぼ完成してきた今日、今こそこうした問題点を明らかにし、それを改善すべきときであると私は思うわけでございます。

また、下の川の改修につきましては、一般会計の反対討論の中でも述べましたように、五日市線や五日市街道分の通過に伴う車両通行量を中心とした、環境変化の予測調査の実施要求をしておりますが、これ

らを取り入れられておりません。

そうしたことから見ましても、以上二つのことを主な理由といたしまして、当予算に反対をするものでございます。

○議長（村尾栄次君）

次に、賛成者、四番浜中輝夫君。

（四番 浜中輝夫君登壇）

○四番（浜中輝夫君） 御指名によりまして、議案第二十二号昭和六十三年度福生市下水道事業会計予算に對して、賛成の討論をいたします。

本議案は、基本計画及び実施計画に基づき編成されているもので、美しい住みよいまちづくりとして、今後雨水排水施設の充実が望まれるものであります。そのための予算として、国庫及び都費の補助金が大幅な増額となっております。特に下の川は重要な排水路であり、その早期改修が望まれているものであります。また、改修を進める上で、緑の保全については貴重なものであることを十分留意した予算であります。下の川沿いは、将来自然を生かした総合的な整備ができるものと確信するものであります。

下水道使用料につきましては、条例に基づき適用されているものと存じます。また、維持管理費については、前年度と比較しわずかな増額にとどめるなど、経費の節約に努力されているものと思われま

すが、私は本案に對して賛成するものであります。最後に、田村市長におかれましては八年間、大変福生市のために御尽力くださいましてありがとうございます。今後ともよろしく御指導くださいますようお願いを申し上げます。終わります。（拍手）

○議長（村尾栄次君）

次に、反対者、二番大森 進君。

（二番 大森 進君登壇）

○二番（大森 進君） 議案第二十二号昭和六十三年度福生市下水道事業会計予算について反対討論を行います。下水道事業会計予算内で、下の川改修事業費が計上されていますが、下の川改修事業については、議会

に理事者側から提案する際、急なことでもあり、内容として議会慣例を無視したものと受け取らざるを得ないもので、納得できないものでありました。また、事業内容として、この計画が緑の保全について配慮に欠けるものであると考えます。また、道路整備については、その必要性が、緊急道路としての根拠が不明確であります。市民の声を聞く余裕もなく、市民不在の計画であり、行政のあり方が問われる内容ともなっております。

さらに、この下の川改修事業補助金の八〇％が、防衛庁補助金であります。私は、横田基地に反対する立場から、前にも述べた理由等も合わせ、六十三年度下水道事業会計予算内容に反対であることを述べて反対討論にかえます。

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより議案第二十二号について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって、議案第二十二号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十二議案第二十三号昭和六十三年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第二十三号昭和六十三年度福生市受託水道事業会計予算の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今年も暖冬で降雨量も少ない。もし水不足が発生した場合の対応等はどうか。理事者より、一元化していることから、多摩対策本部の指示を受け対応していかなければならないが、当市には自己水もあるので、極力市民に迷惑をかけないよう処置していきたいと思う。

委員より、水不足対策の一つとして、玉川上水の水を地下へ浸透させないよう一部暗渠として整備し、上部を駐車場とするよう都に要望されたい。

水道管中の石綿管を鑄鉄管にかえる工事ほどの程度進んでいるのか。理事者より、七十年度までに石綿管をなくす計画であり、六十二年四月現在では鑄鉄管が六九・四％、石綿管一八％、その他塩化ビニール管等である。

委員より、職務上夜間勤務があるが、健康面から機械をコンピューター自動制御化し、夜勤を解消してどうか。理事者より、秋川、瑞穂で一部自動化して夜間を委託しているようである。当市としては多摩対策本部から委託への指導もあるが、現状のままいきたいと考えている。

委員より、市民に節水の依頼をし、協力をされたなら、後日その結果を市民に知らせてはどうか。理事者より、都とも相談してみたいが、今後広報等での周知は考えられると思う。

委員より、漏水調査委託料の調査範囲について。理事者より、石綿管を中心に三十キロメートル分を予定してある。

委員より、夜勤の件については職員の健康の面もあり、検討を願いたい。

その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

○議長（村尾栄次君）
（「なし」と呼ぶ者あり）
以上で質疑を終わります。

これより議案第二十三号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村尾栄次君）御異議なしと認めます。よって、議案第二十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十三議案第二十四号市道路線の認定についてを議題といたします。本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 在原 博君登壇)

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第二十四号市道路線の認定について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審查報告書) 別添參照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、認定から除かれて廃止されている路線の内容、及びその中で払い下げ可能なものはあるのか。理事者より、廃止は六路線あり、都道に取り込まれて活用されているものが二路線、四小の用地に取り込まれている一路線、また道路台帳からの削除のみが三路線あるが、このうち一路線は市有地としており、払い下げるべく管財課に移管をしている。

委員より、道路台帳は何を基準としてつくられているのか。理事者より、一般論としては赤道も載って

いる公園からつくられる。

その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君）　以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村尾米次君）　以上で質疑を終わります。

これより議案第二十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村尾栄次君）御異議なしと認めます。よって、議案第二十四号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十四議案第二十五号市道路線の廃止についてを議題といたします。本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 在原 博君登壇）

○建設委員長（在原 博君） 御指名がございましたので、議案第二十五号市道路線の廃止について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審查報告書) 別添參照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、過去において、今回の廃止路線を建築確認の際記入した人もいるかと思うが、その点の確認はされているのか。理事者より、その点は全く問題がない。

その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第二十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十五陳情第六十二―十九号「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、陳情第六十二―十九号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（陳情審査報告書）別添参照

本陳情書は、昨年の十二月定例会において当委員会に付託されたわけですが、昨年十二月の十七日及びことし一月二十二日の委員会においては、それぞれ賛成多数で継続となり、去る三月十八日の委員会においては、国の財政再建の犠牲ともなるような、義務教育費の地方負担増を招くことは何としても回避しなければならぬということから、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました次第であります。何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で委員長の報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十二―十九号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第六十二―十九号は、委員長の報告のとおり採択されました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十六議案第二十七号義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。十番村野和一郎君。

○十番(村野和一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第二十七号につき提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、ただいま陳情六十二十九号が採択されましたことに伴う意見書案であります。議員各位も御存じのとおり、昭和二十七年に制定されました義務教育費国庫負担法によれば、必要とする経費はすべて国が負担するということが明記されております。ところが、国の財政再建のためにこの法律を改正し、既に昭和六十一年度においては、国で負担をしていた教職員の旅費とか児童生徒の教材費を削減し、その分地方財政に負担を強いているのが現状であります。その上さらに、教職員として位置づけられている学校の事務職員とか栄養士職員の給与等についても、今後は地方にその負担を転嫁させようとの動きがあるやに聞き及んでおります。仮に、こうした職員の給与等をわが福生市で負担することになりますと、年間約七千万円もの負担増となり、ますます当市の財政を圧迫させることになります。まさに、義務教育の機会均等と維持向上を図る上から、憂慮される事態となることは明らかであります。よって、財政基盤の脆弱な地方自治体にこれ以上のしわ寄せをさせることのないよう、現行制度の堅持を期するために、本案を提出いたしました次第であります。

よろしく御審議を賜り、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

四行市長
送付分削
除

なお、ここで皆様方にお許しをいただきまして、一言ごあいさつをさせていただきますと思います。それは、田村市長には過去二期八年間、本当に長い間御苦勞さまでございました。これからもひとつ健康に留意しまして、福生市政のために御指導、御鞭撻を賜りますようお願いをいたしたいと思います。本当にありがとうございます。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午後一時五十分 休憩

午後一時五十八分 開議

○議長(村尾栄次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの村野議員の発言中、提案理由に逸脱した部分については、議長において取消の処置を取りますので、御了承願います。

(「了解」「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) これより議案第二十七号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって、議案第二十七号は原案のとおり可決されました。

○議長(村尾栄次君) 日程第二十七陳情第六十三六号「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について、御意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で意見を終わります。

陳情第六十三六号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。お諮りいたします。

ただいま総務委員会に付託いたしました陳情第六十三六号は、閉会中の継続審査とすることに御異議